

老高発0615第1号  
老認発0615第1号  
令和5年6月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課 長  
認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における  
情報連携の標準仕様」の改訂について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
介護分野における業務効率化を図るためには、ICTを活用した情報連携が重要です。  
そのため、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるよう、厚生  
労働省において「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間におけ  
る情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）を作成し、「居宅介護  
支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間におけるデータ連携のための標  
準仕様について」（令和5年4月17日老高発0417第1号、老認発0417第1号）によ  
りお示ししているところです。

今般、ケアプラン標準仕様について、別紙「CSV ファイルレイアウト定義書」のう  
ち、第7表 No. 27「前月までの利用日数」の項目長を修正する等の改訂を行いました  
（別添1）。

各都道府県におかれては、ケアプラン標準仕様の改訂について、管内市区町村、介  
護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知いただくよう、お願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、従前の「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサー  
ビス提供事業所間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和5年4月17  
日老高発0417第1号、老認発0417第1号）別添1に替えて本通知における別添1を  
適用するものとします。